

東海学院大学・東海学院大学短期大学部公開講座 2022

「しなやかに生きる ～大学は知の宝庫～」

第3回 11/3 (木) 13:30～15:00 報告

ヘイトスピーチと表現の自由

講師 山邨 俊英 (本学講師)

於：図書館大セミナー室

◆◆◆◆◆◆◆◆*◆◆◆◆◆*◆◆◆◆◆*◆◆◆◆◆*◆◆◆◆◆*◆◆◆◆◆*

令和4年度第3回公開講座(受講者32名)が11月3日(文化の日)に本学図書館大セミナー室で開催されました。

今回の講師である人間関係学部心理学科の山邨俊英先生は、憲法学を専門とし、関西アメリカ公法学会・中四国法政学会などに所属され、ヘイトスピーチに関する論文を多数執筆されています。また、本学において、日本国憲法・医事法・社会保障法などを学生に教授され、公認心理師をはじめとした専門職の養成にも携わっておられます。

今回の「ヘイトスピーチと表現の自由」と題された講演では、近年、社会的関心が高まっているヘイトスピーチについて、表現の自由の保障との観点から深く掘り下げてお話を下さいました。ヘイトスピーチとは、「対象となる者を人種、民族、宗教等の属性・アイデンティティに基づいて罵ったり、貶めたり、社会からの排斥を主張したりする表現」¹のことを指します。

講座では最初に、日本におけるヘイトスピーチ対策の現状を確認しました。2010年代以降、在日コリアンに対するヘイトスピーチが社会問題化したことをきっかけに、2016年にはいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」という法律が制定され、また一部の地方公共団体ではヘイトスピーチ対策を含む条例が制定されるなど、日本のヘイトスピーチ対策には一定の進展がみられます。しかし、現在、日本に存在するヘイトスピーチ対策の法制度は、原則として、ヘイトスピーチを罰することを目的としていません。そのため、ヘイトスピーチ対策としての有効性には疑問が提起されており、さらなる対策が主張されているそうです。

そこで次に、さらなるヘイトスピーチ対策について考える前提として、表現の自由が重要である理由について説明されました。表現の自由は、自由主義・民主主義や真理の追究にとって不可欠なものであり、また規制によって萎縮しやすいものであるという理由から、安易に制限されてよいものではありません。このような表現の自由の重要性を踏まえて、表現の自由に対する規制は、規制がどうしても必要な事柄に限って、必要最小限度で行うことが求められます²。ヘイトスピーチは、標的とされた人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、深刻な精神的・身体的害悪をもたらし、社会での差別意識を強化することにつながります。

¹ 梶原健佑『『お前ら日本から出ていけ』と叫んでもいいですか?』 宍戸常寿編『18歳から考える人権』(法律文化社、第2版、2020年)44頁。

² 志田陽子『「表現の自由」の明日へ——一人ひとりのために、共存社会のために』(大月書店、2018年)140頁。

そのため、規制の必要性は認められやすいところですが、表現規制よりも緩やかな対策が存在するのであれば、そちらを優先すべきだとされているそうです。

以上から最後に、ヘイトスピーチに対する表現規制以外の対策が紹介されました。1つは、「ヘイトスピーチ解消法」・「部落差別解消法」・「障害者差別解消法」など、バラバラに定められている差別禁止法を統合した包括的な差別禁止法の制定、もう1つは、ヘイトクライム(差別的な動機による犯罪行為)に対して刑罰を加重するヘイトクライム法の制定です。

受講後の質疑応答では、哲学・倫理学を専門とする心理学科の小椋先生が多くの問いかけをされました。その問いに対して山邨先生は、私たちにも理解しやすいように、レジュメを確認しながら一つ一つに丁寧に解説を下さり、受講生の方々も熱心にメモを取り、真剣な眼差しで聞き入られていました。両先生による問答は、温かで優しさのあるやり取りであり、「互いの人権を尊重し合う社会を共に築く」ために議論をすることの重要性を感じさせるもので、時間があっという間に過ぎていきました。

この体験は、まさしく今回の講座題名である「しなやかに生きる～大学は知の宝庫」そのものであり、自己の人格をしなやかに発展させたいとあらたに考えるきっかけとなる講座となりました。

【講座の様子】

